鴻巣市地域防災計画の修正概要

１．はじめに

鴻巣市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、鴻巣市防災会議が作成する計画です。

本計画は、鴻巣市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が、その有する全機能を有効に発揮し減災に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

２．地域防災計画修正の背景

近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害への対応が求められる中、国及び埼玉県において防災施策の見直しが進められています。

こうした中、気象庁では、令和８年５月２９日から新たな防災気象情報の運用を開始し、情報体系とその名称が分かりやすく整理されました。

また、本市においても、消防団の再編や災害時応援協定の締結など、防災体制に変化が生じており、国の防災基本計画及び埼玉県地域防災計画との整合を図る必要があることから、地域防災計画の修正を行うものです。

３．主な修正内容

（１）新たな防災気象情報への対応

・気象庁による新たな防災気象情報の概要を反映
・注意報及び警報に関する記載内容の修正
・各種警報等の名称変更への対応
・河川情報及び危険度情報に関する記載の整理

（２）市の現況及び防災体制の反映

・雨水出水浸水想定区域の指定内容を反映
・令和７年１１月の水質事故を教訓とした「その他重大事故等災害対策」の新設
・鴻巣市消防団の再編に伴う修正（資料編）
・新たに締結した災害時応援協定の反映（資料編）
・統計データ、公共施設等の時点修正
・組織改正等に伴う部署名称及び事務分掌の修正

（３）法令改正等への対応

・自治体による備蓄状況の公表に関する記載を追加
・関係法令及び国制度改正を踏まえた記載の修正

（４）国及び県との整合

・避難所における生活環境の向上及び要配慮者への配慮に関する記載の充実（備蓄物資の見直し、ジェンダーの視点を取り入れた避難所運営等）
・新物資システム（B－PLo）を活用した物資管理及び支援要請に関する記載を追加